

(証券コード3398)  
平成27年7月31日

株 主 各 位

石川県白山市松本町2512番地  
株式会社クスのアオキ  
代表取締役社長 青木 宏憲

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月18日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年8月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 石川県金沢市本町2-15-1  
ホテル日航金沢 4階 鶴の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）  
（昨年と同じホテルですが、階及び会場名が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます）
3. 目的事項  
報告事項 第31期（平成26年5月21日から平成27年5月20日まで）  
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件  
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kusuri-aoki.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年5月21日から平成27年5月20日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成26年5月21日～平成27年5月20日）におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景に為替相場も円安で安定し、企業収益の改善や設備投資の回復等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、昨年4月に実施されました消費税増税の影響の他、平成29年4月に予定されております消費税増税並びに円安による輸入価格上昇の影響など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、激しい出店競争や価格競争に加え、平成21年6月の旧薬事法の改正に伴い、他業種の参入により医薬品販売の先行きの厳しさなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という理念の下、引続き、地域のお客様に支持される売場づくりに努めるとともに、既存店の活性化に注力し、20店舗の全面改装を実施いたしました。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを石川県に2店舗、富山県に4店舗、新潟県に4店舗、長野県に2店舗、群馬県に8店舗、岐阜県に12店舗、滋賀県に2店舗、埼玉県に3店舗、三重県に3店舗の合計40店舗の出店を行い、更なるドミナント化を推進するとともに、営業エリアを拡大いたしました。また、ドラッグストア併設調剤薬局を石川県に3薬局、富山県に5薬局、福井県に2薬局、新潟県に3薬局、長野県に3薬局、群馬県に3薬局、岐阜県に2薬局、滋賀県に2薬局、愛知県に1薬局、埼玉県に1薬局、三重県に1薬局の合計26薬局を新規開設いたしました。一方、ドラッグストア2店舗、ドラッグストア併設調剤薬局1薬局を閉店いたしました。

この結果、当事業年度末の当社の店舗数は、ドラッグストア261店舗（内調剤薬局併設店舗135店舗）、調剤専門薬局6店舗の計267店舗となっております。

当事業年度の業績は、売上高1,349億94百万円（前期比18.0%増）、営業利益77億78百万円（同31.8%増）、経常利益79億59百万円（同30.8%増）、当期純利益52億13百万円（同36.3%増）となり、増収増益となりました。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は182億86百万円（売上構成比13.5%、前期比9.3%増）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスクア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスクア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。その結果、ビューティ部門の売上高は259億63百万円（同19.2%、同11.1%増）となりました。

ハ. ライフ部門（食品や家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として食品や家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は761億63百万円（同56.4%、同22.3%増）となりました。

ニ. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局26薬局を開設するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は145億81百万円（同10.8%、同21.2%増）となりました。

② 資金調達及び設備投資の状況

当事業年度の新規出店を含めた設備投資は、合計85億21百万円でした。これらに要した資金は長期借入金及び自己資金等で賄っております。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                | 平成24年5月期<br>第28期 | 平成25年5月期<br>第29期 | 平成26年5月期<br>第30期 | 平成27年5月期<br>第31期<br>(当事業年度) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円)          | 76,135           | 93,174           | 114,411          | 134,994                     |
| 経常利益(百万円)         | 3,564            | 4,511            | 6,085            | 7,959                       |
| 当期純利益(百万円)        | 2,047            | 2,894            | 3,825            | 5,213                       |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 65.93            | 93.02            | 122.49           | 166.40                      |
| 総資産(百万円)          | 33,735           | 40,928           | 51,772           | 64,550                      |
| 純資産(百万円)          | 10,993           | 13,673           | 16,974           | 21,983                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用し算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
期中平均発行済株式総数 平成27年5月期 31,331,888株
3. 当社は、平成26年4月3日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年5月21日付をもって普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施しております。また、平成27年4月9日開催の取締役会において、平成27年5月21日付をもって普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施する決議を行っております。
4. 1株当たり当期純利益については、第28期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。
5. 当事業年度より、たな卸資産の評価方法を変更したため、第30期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。第29期以前に係る累積的影響額については、第30期の期首の純資産の帳簿価額に反映させております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① ドラッグストア業界の競争激化について

ドラッグストア業界は、同業他社との出店競争や価格競争及び規制緩和による他業態との競合がますます激化することは必至であり、経営環境はさらに厳しい状況におかれるものと思われまます。

当社はこの厳しい経営環境において、確実に成長して利益を確保し続ける強固な企業体質を構築するために、次のような課題に取り組んでまいります。

店舗開発力を強化して、今後さらに多店舗出店を進めても店舗オペレーションの生産性が維持、向上できるように、人材の確保と育成を行ってまいります。

また、店舗オペレーションの生産性向上を支えるために、各種の業務システムの整備を推進して、顧客満足を実現できる適正な売場面積や品揃えは何か、常に仮説を立案して、検証、修正及び実施というマネジメントサイクルを確立し運用すると同時に財務体質の強化を図っていく所存であります。

##### ② 薬剤師の確保及び登録販売者の養成について

当社は医薬品の販売を行っており、調剤薬局を併設したドラッグストアの出店により、地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指しているため、薬剤師の確保は重要な課題と認識しております。また、平成21年6月の旧薬事法の改正に伴い、登録販売者の養成も重要な課題となっております。

これらの課題に対処するため、薬剤師の確保につきましては、薬学部在籍者に対し、社内外での会社説明会や店舗見学を実施するなど、幅広くリクルート活動を行っており、中途採用につきましても人材斡旋業者に仲介を依頼する他に、ホームページや販促用チラシに募集広告を掲載する等、積極的な採用活動を行っております。

また、登録販売者の養成につきましては、eラーニングや、社内研修等の教育体系を構築して、全社的に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年5月20日現在）

当社は、医薬品、化粧品、食品、並びに家庭用品等の販売と調剤薬局の経営を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（平成27年5月20日現在）

（本 社）石川県白山市松本町2512番地

（店 舗）石川県64店舗、富山県61店舗、福井県39店舗、  
新潟県34店舗、長野県17店舗、群馬県21店舗、  
岐阜県19店舗、滋賀県5店舗、愛知県1店舗、  
埼玉県3店舗、三重県3店舗

(7) 従業員の状況（平成27年5月20日現在）

| 区 分    | 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|--------|---------|-----------|---------|--------|
| 男 性    | 924名    | 138名増     | 32.8歳   | 5.1年   |
| 女 性    | 476名    | 19名増      | 31.3歳   | 4.9年   |
| 合計又は平均 | 1,400名  | 157名増     | 32.3歳   | 5.0年   |

（注） その他にパート従業員 3,083名がおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年5月20日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 額（百万円） |
|---------------------------|--------------|
| 株 式 会 社 北 國 銀 行           | 3,073        |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行           | 2,721        |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行   | 1,963        |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,838        |
| 株 式 会 社 福 井 銀 行           | 1,257        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 215          |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社   | 60           |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 30           |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年5月20日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 15,689,000株 |
| (3) 株主数        | 5,528名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                                                       | 持 株 数 (千株) | 持 株 比 率 (%) |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 有 限 会 社 二 階 堂                                                               | 2,000      | 12.74       |
| イ オ ン 株 式 会 社                                                               | 1,571      | 10.01       |
| 青 木 桂 生                                                                     | 1,216      | 7.75        |
| 青 木 保 外 志                                                                   | 1,039      | 6.62        |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ                                                               | 810        | 5.16        |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                            | 628        | 4.00        |
| 青 木 宏 憲                                                                     | 603        | 3.84        |
| ビービーエイチ フォー フィデリティ<br>ロー プライズド ストック ファンド<br>(プリンシパル オール セクター サブ<br>ポートフォリオ) | 492        | 3.13        |
| 青 木 孝 憲                                                                     | 450        | 2.86        |
| 日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                         | 387        | 2.47        |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（138株）を控除して計算しております。  
2. 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年4月9日開催の取締役会の決議により、平成27年5月21日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合をもって分割するとともに、当社定款を変更し、発行可能株式総数を分割の割合に応じて増加する決議をいたしました。

これに伴い、発行可能株式総数は80,000,000株に、発行済株式の総数は31,378,000株になっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(平成27年5月20日現在)

|                         | 第2回新株予約権                                  | 第3回新株予約権                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|
| 新株予約権の割当日               | 平成23年9月1日                                 | 平成24年9月6日                                |
| 新株予約権の数                 | 40個                                       | 76個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)2 | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき200株)           | 普通株式 15,200株<br>(新株予約権1個につき200株)         |
| 新株予約権の払込金額              | 新株予約権と引換えに払込を要しない                         | 新株予約権と引換えに払込を要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 新株予約権1個当たり116,400円<br>(1株当たり582円)         | 新株予約権1個当たり358,000円<br>(1株当たり1,790円)      |
| 権利行使期間                  | 平成25年10月1日から<br>平成27年9月30日まで              | 平成26年10月1日から<br>平成28年9月30日まで             |
| 行使の条件                   | (注)1                                      | (注)1                                     |
| 取締役(社外取締役を除く)           | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名     |
| 社外取締役                   | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 1名 |
| 監査役                     | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名     |

|                         | 第4回新株予約権                                  | 第5回新株予約権                                  |
|-------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 新株予約権の割当日               | 平成25年9月5日                                 | 平成26年9月18日                                |
| 新株予約権の数                 | 145個                                      | 288個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)2 | 普通株式 29,000株<br>(新株予約権1個につき200株)          | 普通株式 28,800株<br>(新株予約権1個につき100株)          |
| 新株予約権の払込金額              | 新株予約権と引換えに払込を要しない                         | 新株予約権と引換えに払込を要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 新株予約権1個当たり721,200円<br>(1株当たり3,606円)       | 新株予約権1個当たり490,500円<br>(1株当たり4,905円)       |
| 権利行使期間                  | 平成27年10月1日から<br>平成29年9月30日まで              | 平成28年10月1日から<br>平成30年9月30日まで              |
| 行使の条件                   | (注)1                                      | (注)1                                      |
| 取締役(社外取締役を除く)           | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 5名 | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 5名 |
| 社外取締役                   | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 1名  | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 2名 |
| 監査役                     | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      |



- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
2. 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、第2回・第3回・第4回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。また、平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しておりますが、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は当該株式分割前の数を記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

|                              |                                               |
|------------------------------|-----------------------------------------------|
|                              | 第5回新株予約権                                      |
| 新株予約権の割当日                    | 平成26年9月18日                                    |
| 新株予約権の数                      | 288個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数<br>(注) 2 | 普通株式 28,800株<br>(新株予約権1個につき100株)              |
| 新株予約権の払込金額                   | 新株予約権と引換えに払込を要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額       | 新株予約権1個当たり490,500円<br>(1株当たり4,905円)           |
| 権利行使期間                       | 平成28年10月1日から<br>平成30年9月30日まで                  |
| 行使の条件                        | (注) 1                                         |
| 当社使用人                        | 新株予約権の数 218個<br>目的となる株式数 218,000株<br>交付者数 27名 |

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
2. 平成27年5月21日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しておりますが、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は当該株式分割前の数を記載しております。

- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年5月20日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長     | 青 木 桂 生   | 株式会社ツルハホールディングス社外取締役                                                                                                                                                                                                                       |
| 取締役最高顧問   | 青 木 保 外 志 |                                                                                                                                                                                                                                            |
| 代表取締役社長   | 青 木 宏 憲   | 社長執行役員                                                                                                                                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 三 沢 康 司   | 常務執行役員開発部長兼立地開発部長                                                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 八 幡 亮 一   | 株式会社A 2 ロジ取締役<br>常務執行役員管理本部長                                                                                                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 鶴 羽 樹     | 株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長<br>株式会社ツルハ代表取締役会長<br>株式会社くすりの福太郎取締役<br>株式会社ハーティウオンツ取締役                                                                                                                                                              |
| 取 締 役     | 岡 田 元 也   | イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループC<br>E O<br>イオンモール株式会社取締役相談役<br>株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役<br>株式会社C F S コーポレーション社外取締役相談役<br>ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディン<br>グス株式会社取締役相談役<br>株式会社カスミ社外取締役相談役<br>イオンリテール株式会社取締役相談役<br>株式会社ダイエー社外取締役相談役<br>ウエルシアホールディングス株式会社取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 田 中 誠 一   | 株式会社A 2 ロジ監査役                                                                                                                                                                                                                              |
| 監 査 役     | 桑 島 敏 彰   | 株式会社シンクラン取締役副社長                                                                                                                                                                                                                            |
| 監 査 役     | 中 村 明 子   | 弁護士<br>株式会社北國新聞社社外監査役                                                                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑島 敏彰氏及び中村 明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鶴羽 樹氏及び監査役中村 明子氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 常勤監査役田中 誠一氏は、株式会社北國銀行に長年勤務した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役桑島 敏彰氏は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。監査役中村 明子氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに、商事問題に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役鶴羽 樹氏は、平成26年8月7日付で株式会社ツルハホールディングス及び株式会社ツルハ代表取締役社長兼社長執行役員から代表取締役会長に就任いたしました。
  - (2) 取締役岡田 元也氏は、平成26年11月26日付でウエルシアホールディングス株式会社取締役に、平成27年2月1日付でイオンリテール株式会社取締役相談役及び株式会社ダイエー社外取締役相談役に、平成27年3月2日付でユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役に就任いたしました。
  - (3) 平成26年8月19日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、監査役笹野 守氏が任期満了により、また監査役隅谷 護氏は辞任により当社監査役を退任いたしました。
6. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役青木 桂生氏は、平成27年6月10日付で日本チェーンドラッグストア協会会長に就任いたしました。
  - (2) 取締役三沢 康司氏は、平成27年5月21日付で常務執行役員開発本部長兼立地開発部長から常務執行役員開発本部長に就任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額            |
|--------------------|-------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 147百万円<br>(1百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(4名)  | 8百万円<br>(2百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 12名<br>(6名) | 156百万円<br>(3百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年8月17日開催の第28回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年8月18日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額、取締役5名に対し150百万円、監査役1名に対し0百万円。
  - ・ストックオプションによる報酬額、取締役7名に対し400百万円（うち社外取締役2名に対し100百万円）。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏 名             | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴 羽 樹 (社外取締役)   | 株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長<br>株式会社ツルハ代表取締役会長<br>株式会社くすりの福太郎取締役<br>株式会社ハーティウォンツ取締役                                                                                                                                                  |
| 岡 田 元 也 (社外取締役) | イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO<br>イオンモール株式会社取締役相談役<br>株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役<br>株式会社CFSコーポレーション社外取締役相談役<br>ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役<br>株式会社カスミ社外取締役相談役<br>イオンリテール株式会社取締役相談役<br>株式会社ダイエー社外取締役相談役<br>ウエルシアホールディングス株式会社取締役 |
| 桑 島 敏 彰 (社外監査役) | 株式会社シンクラン取締役副社長                                                                                                                                                                                                                |
| 中 村 明 子 (社外監査役) | 弁護士<br>株式会社北國新聞社社外監査役                                                                                                                                                                                                          |

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハホールディングスの代表取締役会長を兼任しており、同社子会社である株式会社ツルハは当社発行済株式の総数の5.16%を保有する大株主であり、当社との間で業務・資本提携を行っております。
2. 取締役岡田 元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役社長グループCEOを兼任しており、同社は当社発行済株式の総数の10.01%を保有する大株主であり、当社との間で業務・資本提携を行っております。
3. 上記1. 2. 以外の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名             | 主な活動状況                                                                                                                                                                                |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴 羽 樹 (社外取締役)   | 取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。取締役会14回開催のうち14回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。                                                            |
| 岡 田 元 也 (社外取締役) | 取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な他社の役員経験に基づく観点から発言を行っております。平成26年8月19日就任以降に開催された、取締役会10回開催のうち7回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。                                   |
| 桑 島 敏 彰 (社外監査役) | 取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、企業経営者として、経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から発言を行っております。平成26年8月19日就任以降に開催された、取締役会10回開催のうち10回、監査役会10回開催のうち10回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。  |
| 中 村 明 子 (社外監査役) | 取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士として高度な専門知識、及び高い独立性に基づく視点から発言を行っております。平成26年8月19日就任以降に開催された、取締役会10回開催のうち10回、監査役会10回開催のうち10回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

| 氏 名             | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴 羽 樹 (社外取締役)   | <p>左記社外取締役及び社外監査役は、当社との間で以下の内容にて責任限定契約を締結しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。</li> <li>・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。</li> </ul> |
| 岡 田 元 也 (社外取締役) |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 桑 島 敏 彰 (社外監査役) |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 中 村 明 子 (社外監査役) |                                                                                                                                                                                                                                                             |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

|                          | 支 払 額 |
|--------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 28百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたしません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動を取るために「企業倫理規程」を定め、コンプライアンス強化のための指針とする。

コンプライアンス担当部門を社長直轄の内部統制推進課とし、コンプライアンスに関して、規程・ガイドライン等の策定、社内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、各部門を横断的に統括する。

コンプライアンス上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行うための「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づき社内通報制度を活用し、適正に運営する。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応する。

また、当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進課は、会社の新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。

危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行い、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、意思決定、監督及び執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入している。

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、各本部長及び執行役員は、取締役会の同意を得て、各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を報告する。

また、取締役会に上程する議案は、事前に経営会議にて検討しておくこととし、取締役会が効率的に運営される体制を構築する。

#### (5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社は存在しないが、将来において子会社を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

#### (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部統制推進課の使用人に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進課長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、当社の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。監査役が、内部監査の実施状況及び「コンプライアンス・ホットライン運用規程」による通報状況等の監査に必要な情報を適正に把握できる体制を整備し、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

**(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役(補欠監査役も含む)のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役及び執行役員からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査役会と会計監査人の意見交換会を定期的に開催する。

**(10) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制**

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(金融庁・企業会計審議会公表)等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、同基本方針に則り、「内部統制報告制度規程」を制定し、内部統制委員会(委員長 代表取締役社長)を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進課は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討・承認を行う。

**(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

**① 当社取締役会における決議内容の概要**

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な業務規程の改定並びに内部統制システムの構築及び変更等を決議しております。

**② 当期における主な取組**

**イ. コンプライアンス**

当社は、当社従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社の内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。

## ロ. リスクマネジメント

- ・環境対策に関する取組として、一部店舗において電力監視装置やエネルギー制御システムの導入等、不要なエネルギーの排出を抑制することを行っております。
- ・災害に関する取組として、「震災対策マニュアル」を整備し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えております。
- ・情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上に関する活動も行っております。

## ハ. 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査計画に基づき、当社の業務について監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

## 二. 重要な規程の改定

当社のコンプライアンスの基本指針となる「企業倫理規程」を改定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合した体制をより確保できるように取組みました。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年5月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>30,342</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,082</b>
現金及び預金	8,481	買掛金	19,447
売掛金	2,081	1年以内返済予定長期借入金	2,447
商品	15,207	リース債務	783
前払費用	29	未払金	3,041
繰延税金資産	1,165	未払法人税等	1,431
未収入金	3,361	預り金	112
その他	38	賞与引当金	906
貸倒引当金	△23	ポイント引当金	1,743
<b>固 定 資 産</b>	<b>34,208</b>	その他	168
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>28,342</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,484</b>
建物	19,897	長期借入金	8,714
構築物	2,778	リース債務	1,939
車両運搬具	57	役員退職慰勞引当金	328
工具器具備品	978	資産除去債務	1,474
土地	1,087	その他	28
リース資産	2,546		
建設仮勘定	996	<b>負 債 合 計</b>	<b>42,567</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>998</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
借地権	823	<b>株 主 資 本</b>	<b>21,884</b>
ソフトウェア	171	資本金	1,367
その他	3	資本剰余金	1,570
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>4,867</b>	資本準備金	1,519
投資有価証券	182	その他資本剰余金	50
関係会社株式	4	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>18,947</b>
出資金	8	利益準備金	50
長期貸付金	5	その他利益剰余金	18,897
従業員に対する長期貸付金	10	別途積立金	14,050
破産更生債権等	34	繰越利益剰余金	4,847
長期前払費用	287	<b>自 己 株 式</b>	<b>△0</b>
繰延税金資産	155	評価・換算差額等	67
敷金及び保証金	2,849	その他有価証券評価差額金	67
建設協力金	1,308	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>31</b>
その他	54	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>21,983</b>
貸倒引当金	△34	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>64,550</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>64,550</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成26年5月21日から平成27年5月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		134,994
売 上 原 価		98,481
売 上 総 利 益		36,513
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,734
営 業 利 益		7,778
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	23	
受 取 家 賃	44	
補 助 金 給 付 金 収 入	64	
備 品 什 器 受 贈 益	48	
受 取 手 数 料	103	
そ の 他	32	317
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	92	
賃 貸 原 価	27	
そ の 他	17	136
経 常 利 益		7,959
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	50	50
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13	
固 定 資 産 圧 縮 損	50	
減 損 損 失	110	173
税 引 前 当 期 純 利 益		7,835
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,558	
法 人 税 等 調 整 額	63	2,622
当 期 純 利 益		5,213

# 株主資本等変動計算書

(平成26年5月21日から平成27年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越 剰余 利益金		
当 期 首 残 高	1,337	1,490	50	1,540	50	10,500	3,844	14,394
会計方針の変更による 累積的影響額							△340	△340
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,337	1,490	50	1,540	50	10,500	3,504	14,054
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
新 株 の 発 行	29	29		29				
別 途 積 立 金 の 積 立						3,550	△3,550	-
剰 余 金 の 配 当							△321	△321
当 期 純 利 益							5,213	5,213
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	29	29	-	29	-	3,550	1,342	4,892
当 期 末 残 高	1,367	1,519	50	1,570	50	14,050	4,847	18,947

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
当 期 首 残 高	△0	17,272		22	22	19	17,315
会計方針の変更による 累積的影響額		△340					△340
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△0	16,932		22	22	19	16,974
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行		58					58
別 途 積 立 金 の 積 立		-					-
剰 余 金 の 配 当		△321					△321
当 期 純 利 益		5,213					5,213
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )				44	44	12	57
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	4,951		44	44	12	5,008
当 期 末 残 高	△0	21,884		67	67	31	21,983

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 その他有価証券 時価のあるもの  時価のないもの	移動平均法による原価法  事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  移動平均法による原価法
---------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品（調剤に用いる薬剤等を除く）  商品（調剤に用いる薬剤等）	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）  売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～39年
構築物	10年～30年
車両運搬具	4年～6年
工具器具備品	3年～20年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。





#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業費用

1,729百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度期末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2, 4	7,824,000	7,865,000	—	15,689,000
合計	7,824,000	7,865,000	—	15,689,000
自己株式				
普通株式 (注) 3, 4	69	69	—	138
合計	69	69	—	138

(注) 1 発行済株式の増加のうち41,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

(注) 2 発行済株式の増加のうち7,824,000株は、平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。

(注) 3 自己株式の増加69株は、平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。

(注) 4 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っており、平成27年5月21日現在の発行済株式数及び自己株式数は、それぞれ31,378,000株及び276株となっております。

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成23年新株予約権	平成24年新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式数	8,000株	15,200株

(注) 1 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(注) 2 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式数」が調整されております。

(注) 3 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、「目的となる株式数」は当該株式分割前の数を記載しております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年8月19日 定時株主総会	普通株式	148	19	平成26年5月20日	平成26年8月20日
平成26年12月18日 取締役会	普通株式	172	11	平成26年11月20日	平成27年1月30日

(注) 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割は平成26年5月21日を効力発生日としておりますので、平成26年5月20日を基準日とする配当につきましては株式分割前の株式数を、平成26年11月20日を基準日とする配当につきましては株式分割後の株式数を基準としております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年8月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	172	11	平成27年5月20日	平成27年8月20日

(注) 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割は平成26年5月21日を効力発生日としておりますので、平成27年5月20日を基準日とする配当につきましては株式分割後の株式数を基準としております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、設備投資計画に照らして主に銀行借入によっております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信・債権管理運用規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を確認しております。

敷金及び保証金は、主に土地、建物の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先ごとの期日及び残高管理をするとともに、与信・債権管理規程に従い、必要に応じてリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に新規店舗の建物建築・設備購入資金等の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で7年であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社では年次及び月次の資金繰計画表を作成・更新し資金の状況を把握するとともに、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注) 2. 参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,481	8,481	—
(2) 未収入金	3,361	3,361	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	175	175	—
(4) 敷金及び保証金	2,849	2,791	△57
(5) 買掛金	19,447	19,447	—
(6) 1年以内返済予定 長期借入金	2,447	2,447	—
(7) リース債務(流動)	783	783	—
(8) 未払金	3,041	3,041	—
(9) 長期借入金	8,714	8,740	25
(10) リース債務(固定)	1,939	1,945	6

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金、(6) 1年以内返済予定長期借入金、(7) リース債務(流動)、(8) 未払金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務(固定)

リース債務の時価については、支払総額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	7
関係会社株式	4
出資金	8

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、関係会社株式、出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	297百万円
ポイント引当金	572百万円
役員退職慰労引当金	105百万円
未払事業税	60百万円
資産除去債務	477百万円
その他	303百万円
繰延税金資産小計	1,815百万円
評価性引当額	△116百万円
繰延税金資産合計	1,699百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△31百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△346百万円
繰延税金負債合計	△378百万円

繰延税金資産の純額 1,321百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,165百万円
固定資産－繰延税金資産	155百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年5月21日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.38%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年5月21日から平成28年5月20日までのものは32.83%、平成28年5月21日以降のものについては32.06%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が106百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が110百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円それぞれ増加しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 699円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 166円40銭 |

(注) 当社は平成27年4月9日開催の取締役会において、平成27年5月21日付をもって普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施する決議を行っております。

これに伴い当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### 株式の分割

#### 1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と、投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成27年5月20日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。なお、「9. 1株当たり情報に関する注記」は当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出してあります。

##### (2) 分割により増加する株式数

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ①株式分割前の当社発行済株式総数 | :15,689,000株 |
| ②今回の分割により増加する株式数 | :15,689,000株 |
| ③株式分割後の発行済株式総数   | :31,378,000株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数  | :80,000,000株 |

##### (3) 分割の日程

- |        |            |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 平成27年5月1日  |
| 基準日    | 平成27年5月20日 |
| 効力発生日  | 平成27年5月21日 |

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社が、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して発行している新株予約権（無償ストック・オプション）の1株当たりの行使価額を平成27年5月21日以降、以下のとおり調整しております。

	調整前 行使価額	調整後 行使価額
平成23年8月18日定時株主総会決議及び 平成23年9月1日取締役会決議に基づく新株予約権	582円	291円
平成24年8月17日定時株主総会決議及び 平成24年9月6日取締役会決議に基づく新株予約権	1,790円	895円
平成25年8月19日定時株主総会決議及び 平成25年9月5日取締役会決議に基づく新株予約権	3,606円	1,803円
平成26年8月19日定時株主総会決議及び 平成26年9月18日取締役会決議に基づく新株予約権	4,905円	2,453円

11. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失の内訳

新庄店（石川県野々市市）

建物	43百万円
構築物	0百万円
工具器具備品	0百万円
リース資産（有形）	<u>2百万円</u>
計	47百万円

鞍月店（石川県金沢市）

建物	60百万円
構築物	1百万円
工具器具備品	<u>1百万円</u>
計	63百万円

(2) 経緯

平成27年3月1日に閉店した新庄店（石川県野々市市）及び、平成27年3月31日に閉店を決定した鞍月店（石川県金沢市）につきまして、減損損失を認識いたしました。

(3) グルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

正味売却価額により算定しておりますが、回収可能価額を零として評価しております。

## 12. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

除去費用については、過去において店舗の閉店に伴い発生した原状回復費用の実績等から割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。使用見込期間については主たる資産の耐用年数の残存期間としております。割引率については、使用見込期間に対応した国債の利回りを使用しております。これらの数値を基礎に資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,207百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	253百万円
時の経過による調整額	27百万円
資産除去債務の履行による減少額	△9百万円
見積りの変更による増加額(注)	8百万円
期末残高	1,487百万円

(注) 当事業年度において店舗の閉店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用についての見積りの変更を行いました。

## 13. その他の注記

金額表示単位の変更

当社の計算書類に記載される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位をもって記載することに変更しました。

~~~~~  
(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年7月7日

株式会社クスのアオキ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜 田 亘 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスのアオキの平成26年5月21日から平成27年5月20日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年5月21日から平成27年5月20日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 7 月 9 日

株式会社 クスリのアオキ 監査役会

常勤監査役 田 中 誠 一 ㊟

社外監査役 桑 島 敏 彰 ㊟

社外監査役 中 村 明 子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、併せて経営基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいりたいと存じます。

内部留保資金につきましては、新規店舗の出店資金に充当する予定であり、事業拡大を図るために有効に投資してまいりたいと考えております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第31期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は当社普通株式1株につき中間配当金11円をすでにお支払いしておりますので、これを加えた年間配当金は当社普通株式1株につき22円となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は172,577,482円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月20日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

|       |                |
|-------|----------------|
| 別途積立金 | 4,500,000,000円 |
|-------|----------------|

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

|         |                |
|---------|----------------|
| 繰越利益剰余金 | 4,500,000,000円 |
|---------|----------------|

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役青木 桂生、青木 保外志、青木 宏憲、三沢 康司、八幡 亮一、鶴羽 樹、岡田 元也の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりま  
す。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 する<br>当 社 株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | あお き けい せい<br>青 木 桂 生<br>(昭和17年2月13日生) | 昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立取締役<br>昭和56年11月 同社代表取締役<br>昭和60年1月 当社設立代表取締役社長<br>平成11年7月 有限会社二階堂設立代表取締役<br>平成12年8月 株式会社ツルハ社外取締役<br>平成15年8月 当社代表取締役会長<br>平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外<br>取締役 (現任)<br>平成22年8月 当社取締役会長 (現任)<br>平成27年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長<br>(現任)                                 | 2,433,600株          |
| 2         | あお き やすとし<br>青 木 保外志<br>(昭和24年1月2日生)   | 昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立監査役<br>昭和56年3月 有限会社三和薬商代表取締役<br>昭和60年1月 当社設立代表取締役専務<br>平成11年6月 代表取締役副社長<br>平成15年8月 代表取締役社長<br>平成24年5月 代表取締役社長兼社長執行役員<br>平成26年5月 取締役最高顧問 (現任)                                                                                                                 | 2,078,000株          |
| 3         | あお き ひろ のり<br>青 木 宏 憲<br>(昭和47年4月6日生)  | 平成8年4月 大塚製薬株式会社入社<br>平成15年2月 当社入社<br>平成18年4月 管理部長<br>平成18年7月 執行役員管理部長<br>平成19年5月 執行役員人事教育部長<br>平成20年11月 執行役員調剤事業本部長<br>平成22年5月 執行役員営業本部長兼営業推進室長<br>平成22年6月 株式会社青木二階堂代表取締役社長<br>平成22年8月 当社代表取締役専務兼営業本部長兼<br>営業推進室長<br>平成24年5月 代表取締役兼専務執行役員営業本部長<br>平成26年5月 代表取締役社長兼社長執行役員 (現<br>任) | 1,206,000株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 4         | み さわ こう じ<br>三 沢 康 司<br>(昭和30年10月10日生)  | 昭和54年4月 アルビス株式会社入社<br>平成10年4月 当社入社取締役開発担当部長<br>平成15年8月 取締役開発部長兼執行役員<br>平成17年5月 常務取締役開発部長（開発担当・新潟地区担当・店舗活性化担当）<br>平成18年5月 常務取締役開発部長（開発担当）<br>平成19年5月 常務取締役開発本部長兼店舗開発部長<br>平成22年5月 常務取締役店舗開発部長<br>平成24年5月 取締役兼常務執行役員店舗開発部長<br>平成24年10月 取締役兼常務執行役員（店舗開発担当）<br>平成25年5月 取締役兼常務執行役員店舗開発部長<br>平成26年5月 取締役兼常務執行役員開発本部長兼立地開発部長<br>平成27年5月 取締役兼常務執行役員開発本部長（現任） | 44,000株              |
| 5         | や はた りょう いち<br>八 幡 亮 一<br>(昭和41年8月24日生) | 平成元年4月 株式会社ワールド入社<br>平成16年7月 当社入社<br>平成18年5月 執行役員経営企画室長<br>平成22年5月 執行役員管理本部長<br>平成24年5月 常務執行役員管理本部長<br>平成24年5月 株式会社A2ロジ取締役（現任）<br>平成25年5月 当社常務執行役員財務企画・IR室長<br>平成26年5月 常務執行役員管理本部長<br>平成26年8月 取締役兼常務執行役員管理本部長（現任）                                                                                                                                    | 12,000株              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 6         | つる は たつる<br>鶴 羽 樹<br>(昭和17年2月11日生) | 昭和51年6月 株式会社ツルハ入社<br>昭和53年7月 同社取締役<br>平成8年8月 同社代表取締役専務<br>平成9年8月 同社代表取締役社長<br>平成16年8月 当社社外取締役（現任）<br>平成17年8月 株式会社ツルハホールディングス<br>代表取締役社長<br>平成19年1月 株式会社くすりの福太郎取締役<br>（現任）<br>平成20年8月 株式会社ツルハ代表取締役社長兼<br>社長執行役員<br>平成20年8月 株式会社ツルハホールディングス<br>代表取締役社長兼社長執行役員<br>平成25年12月 株式会社ハーティウォンツ取締役<br>（現任）<br>平成26年8月 株式会社ツルハ代表取締役会長<br>（現任）<br>平成26年8月 株式会社ツルハホールディングス<br>代表取締役会長（現任） | 8,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7     | おか だ もと や<br>岡 田 元 也<br>(昭和26年6月17日生) | 昭和54年3月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社<br>平成2年5月 同社取締役<br>平成4年2月 同社常務取締役<br>平成7年5月 同社専務取締役<br>平成9年6月 同社代表取締役社長<br>平成14年5月 イオンモール株式会社取締役相談役(現任)<br>平成14年5月 株式会社CFSコーポレーション社外取締役相談役(現任)<br>平成15年5月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長<br>平成16年5月 株式会社カスミ社外取締役相談役(現任)<br>平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役(現任)<br>平成24年3月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO(現任)<br>平成26年8月 当社社外取締役(現任)<br>平成26年11月 ウェルシアホールディングス株式会社取締役(現任)<br>平成27年2月 イオンリテール株式会社取締役相談役(現任)<br>株式会社ダイエー社外取締役相談役(現任)<br>平成27年3月 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役(現任) | —             |

- (注) 1. 八幡 亮一氏は、株式会社A2ロジ取締役を務めており、同社は、当社店舗への商品配送業務を管理する当社49%出資の合弁会社であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハ代表取締役会長を務めており、当社は同社との間で、業務・資本提携を行っております。
3. 岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、当社は同社との間で、業務・資本提携を行っております。なお、当社は、同社との間で当社店舗に係る不動産賃貸借取引があり、また同社グループ会社より商品仕入等の取引を行っております。
4. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏は、社外取締役候補者であります。



6. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① 鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ② 岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって鶴羽 樹氏は11年、岡田 元也氏は1年であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るため、現行定款において、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が取締役に選任された場合には、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 当社は、平成27年5月21日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施いたしました。所有する当社株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                          | 所有する当社<br>株式数 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------|
| もり おか しん いち<br>森岡真一<br>(昭和52年3月18日生) | 平成15年11月 弁護士登録<br>平成17年8月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る） | —             |

(注) 1. 森岡 真一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

森岡 真一氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制強化に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたします。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るため、現行定款において、社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより森岡 真一氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役に付与する分については、取締役に対する報酬等として会社法第361条に定める事項も併せてご承認をお願いするものであります。

#### 記

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の割当日  
平成27年9月25日
3. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限  
154個
4. 新株予約権の払込金額  
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）
5. 新株予約権発行の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の数
    - ① 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
    - ② 本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式15,400株とする。
    - ③ 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。
$$\text{調整後目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数}}{\text{目的株式数}} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$
    - ④ 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、以下に従い算出される金額とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初行使価額を上回らない。

（当初行使価額）

新株予約権割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。ただし、当該平均値が新株予約権の割当日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

- ② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- ③ 当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。
- (3) 本新株予約権を行使することができる期間  
平成29年10月1日から平成31年9月30日までの期間とする。
- (4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、又は執行役員を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではない。
- ② 上記①ただし書以下の場合であっても、新株予約権者が当社又は当社の関係会社と競業関係にあると取締役会が判断する会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合には、新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(5) 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

- (6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第17条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

- (7) 本新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が上記(4)に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 前3号の場合における手続は、当社が定めるところによる。

- (8) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- (9) 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

- (10) 合併等における新株予約権の交付

- ① 当社は、当社を消滅会社とする合併（以下、「本合併」という。）を行う場合において、吸収合併契約又は新設合併契約（以下、総称して「合併契約」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に本合併後存続する株式会社又は本合併により設立する株式会社（以下、総称して「存続会社」という。）の新株予約権を交付することができる。
- ② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約において別に定める場合はこの限りではない。

- (a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{l} \text{承継目的} \\ \text{株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{合併の効力発} \\ \text{生直前におけ} \\ \text{る目的株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{合併契約に定める当社の株式1株} \\ \text{に対する存続会社の株式の割当て} \\ \text{の比率（以下、「割当比率」とい} \\ \text{う。）} \end{array}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

- ③ 当社は、当社を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行う場合において、吸収分割契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は前号を準用し、同号における「存続会社」は「吸収分割承継会社」と、「合併」は「吸収分割」と、「合併契約」は「吸収分割契約」と、それぞれ読み替える。ただし、吸収分割契約において別に定める場合はこの限りではない。
- ④ 当社は、新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行う場合において、新設分割計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に新設分割設立会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「新設分割設立会社」と、「合併」は「新設分割」と、「合併契約」は「新設分割計画」と、それぞれ読み替える。
- ⑤ 当社は、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う場合において、株式交換契約の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式交換完全親会社」と、「合併」は「株式交換」と、「合併契約」は「株式交換契約」と、それぞれ読み替える。ただし、株式交換契約において別に定める場合はこの限りではない。
- ⑥ 当社は、株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行う場合において、株式移転計画の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することができる。この場合における新株予約権の交付の条件は第2号を準用し、同号における「存続会社」は「株式移転設立完全親会社」と、「合併」は「株式移転」と、「合併契約」は「株式移転計画」と、それぞれ読み替える。

(11) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

6. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

当社の取締役の報酬額は、平成24年8月17日開催の株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として承認され現在に至っておりますが、当該報酬枠とは別に、ストックオプションによる報酬等として、当社取締役に対して70個（うち社外取締役に対しては20個）を上限に上記第5項に記載の内容による本新株予約権を交付することとし、各取締役に対する個別の交付数については、各自の業績、業務成績、能力、貢献度合、勤続年数、功労割合等の要素を総合的に考慮したうえ当社取締役会において決定いたしたいと存じます。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象となる取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本件新株予約権の価額については、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価した価額といたします。

7. 報酬としての相当性

当社の取締役に対し、本新株予約権を付与することについては、役務の対価としてのストックオプション目的で付与するものであり、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とするものであることから、取締役の報酬等として、相当であると存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 石川県金沢市本町2-15-1 (JR金沢駅東口前)  
ホテル日航金沢 4階 鶴の間  
TEL. 076-234-1111 (代表)



※ JR金沢駅東口より約300m (徒歩約3分)。